

健 感 発第 0808001 号
食安監発第 0808004 号
平成 19 年 8 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について

腸管出血性大腸菌感染症については、毎年感染者が発生しており、平成 18 年においては、報告数 3,910 名（うち、死亡者数 6 名）となっています。また、本年の、第 29 週まで（1 月 1 日から 7 月 22 日まで）の報告数は 1,538 名であり、昨年の同時期までの報告数 1,289 名よりも多くなっています。さらに、個別発生事例を見ると、保育施設において、腸管出血性大腸菌感染症（O157）の集団感染が発生し、3 歳児が死亡した事例などが発生しています。

腸管出血性大腸菌による食中毒についても、本年 5 月、学生食堂において患者数 400 名を超える大規模食中毒が発生しています。

については、腸管出血性大腸菌感染症及び食中毒の予防のため、関係機関に対し手洗い・消毒の励行、二次感染の防止、食肉の衛生的な取扱い、生食用食肉の販売自粛等に努めるよう指導するとともに、広く住民の方々に対して、血便等の腸管出血性大腸菌感染が疑われる症状を発症した場合には速やかに医療機関を受診すべき旨の注意喚起をして頂くようお願いします。

また、従来より周知している「O 1 5 7 Q & A」を最新の知見を踏まえ改定し、別添のとおり「腸管出血性大腸菌 Q & A」としてとりまとめましたので、関係機関等への周知をお願いします。

（参考）

「若齢者等の腸管出血性大腸菌食中毒の予防について」（平成 19 年 4 月 17 日付け食安監発第 0417001 号）

「飲食店における腸管出血性大腸菌食中毒対策について」（平成 19 年 5 月 14 日付け食安監発第 0514001 号）

「大規模腸管出血性大腸菌食中毒の防止について」（平成 19 年 7 月 31 日付け食安監発第 0731002 号）